平成26年度 定期監査等の結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 都市整備部

都市計画課・公共交通推進室 建築指導課 開発審査課 道路整備課 市街地整備・公園課

河川排水課 道路管理課 用地課 営繕工務課 市営住宅課

3 監査実施期間 平成26年 7月28日から平成26年 8月25日まで

4 監査結果報告 平成26年11月25日

監査の結果 (指摘事項)

措置(具体的内容)•対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 予算執行伺以前に見積依頼をしていた。	【 措置済 】 平成26年 6月19日 四日市市予算の編成及び執行に関する規則に従い処理するよう注意し、各自が不適切な処理をしないよう適正事務の徹底を図った。
イ 支出負担行為で処理すべきものを、支出負担行為兼支出命令書で処理 していた。	【 措置済 】 平成26年 6月19日 四日市市予算の編成及び執行に関する規則に従い処理するよう注意し、各自が不適切な処理をしないよう適正事務の徹底を図った。

【建築指導課】

共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
	【 措置済 】 平成26年 6月19日 事前調査後に直ちに改めた。四日市市文書管理規程も踏まえ、訂正印の 押印等により適切に処理するよう課内に周知徹底した。また、運行日誌に も、掲示板に掲載された注意文書を貼付し注意喚起した。

	【 措置済 】 平成26年 6月19日 事前調査後に直ちに改めた。以後は、適切な事務処理を行うよう課内に 周知徹底するとともに、同乗者、次回の運転者間等でも声を掛け合い点検 することとした。
(1) 現金等の管理について 駐車券出納簿において、確認日が漏れていた事例が見受けられた。不備 のない適切な事務処理を行うこと。	【 措置済 】 平成26年 6月19日 事前調査後直ちに改めるともに、金券の管理の基本方針を、庶務担当 者、庶務担当係長、出納員等に周知徹底し、二重、三重のチェックが働く よう適切な事務処理を行っている。

【開発審査課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
ア 請求書、納品書、見積書、領収書の日付漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 請求書、納品書、見積書は受理した段階でチェックを行い、日付を記入 してもらうこととした。
ウ 請求書、納品書、見積書の日付や件名の砂消しなどによる字句訂正。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 請求書、納品書、見積書は受理した段階でチェックを行い、字句に誤り がある場合は再提出を求めることとした。
共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
れ。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 指摘後、訂正する場合は二重線で訂正し訂正印を押印するようにした。
ウ 自動車運行日誌における、運転者名の繰り返し記号「〃」による記載。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 繰り返し記号を使わず運転手名を記入するように改めた。
エ 自動車運行日誌における、運行記録(運行時間、運行前点検結果等)の記載漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 運行日誌に記載もれがないよう改めた。
(1)支出事務について 印刷製本費(名刺)の支出において、公費負担の限度を超えて発注して いた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【 措置済 】 平成26年 7月 2日 公費負担の限度を超えて発注した分については、業者から支払った金額を返還してもらい、各個人に改めて請求してもらうよう措置した。 今後はこのような事態が起こらないよう適切な事務処理を心がける。

(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 車両台帳において、修繕の記録が記載されていなかった。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 過去に行った修繕や車検を確認し、車両台帳に記入した。
イ 臨時職員の任用に関する書類において、宣誓書の日付が任用日以前に なっていた。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 任用書類を受け取った際の日付を確認もれであった。 今後は同じ過ちをしないように文書チェックを適正に行うよう改めた。
ウ 現金出納簿において、日付が繰り返し記号「"」で記載されていた。	【 措置済 】 平成26年 8月20日 日付を訂正し、指摘後は日付を記入するように改めた。

【道路整備課】

共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月25日 事前調査後、不備箇所を訂正し、職員に対して文書管理規程に基づき、 適正処理することを周知・指導した。
ウ 自動車運行日誌における、運転者名の繰り返し記号「〃」による記載。	【 措置済 】 平成26年 7月 9日 事前調査後、不備箇所を訂正し、職員に対し適正な運行記録の事務処理 について周知徹底を図った。
エ 自動車運行日誌における、運行記録(運行時間、運行前点検結果等)の記載漏れ。	【 措置済 】 平成26年 7月 9日 事前調査後、不備箇所を訂正し、職員に対し適正な運行記録の事務処理 について周知徹底を図った。
(1)物品・備品管理について 備品を他所属に貸し出している事例が見受けられたが、一時借用書が徴 されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【 措置済 】 平成26年 6月18日 事前調査後直ちに一時借用書を徴することとし、適切な事務処理を行うこととした。

【市街地整備・公園課】

【市街地整備・公園課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
ア 請求書、納品書、見積書、領収書の日付漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、書類受領時に加え回議段階での確認徹底を指示した。
イ 請求先、債権者の住所、代表者名、代表者印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、書類受領時に加え回議段階での確認徹底を指示した。
ウ 請求書、納品書、見積書の日付や件名の砂消しなどによる字句訂正。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、会計規則に規定された訂正方 法の厳守について指導するとともに回議段階での確認徹底を指示した。
共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、所属長及び文書取扱主任より 課員に対し、文書管理規程や文書事務の手引きに基づく文書の収受及び起 案時の留意事項、文書作成方法について徹底を図るとともに、正しい訂正 方法や提出者への訂正要請について厳しく指導した。併せて、回議段階で の確認徹底を指示した。
イ 自動車運行日誌の目的及び運行区間について、市内一円など不適切な 記載。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後直ちに是正するとともに、課員に対し正しい記載方法に ついて徹底を図った。
エ 自動車運行日誌における、運行記録(運行時間、運行前点検結果等)の記載漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月20日 事前調査終了後直ちに是正するとともに、今後こうした遺漏なきよう課員に対し徹底を図った。
(1)支出事務について 工事請負費の支出において、成果物引渡書、業務指示内容確認報告書及 び指示業務完了届の日付が砂消しで字句訂正されていた。不備のない書類 の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこ と。	

(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 車両台帳において、自動車損害賠償責任保険の更新が記載されていなかった。	【 措置済 】 平成26年 6月16日 事前調査終了後直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう担 当係長及び担当者に対し更新時の台帳への記載徹底を指示した。
イ 自動車運行日誌において、所属長印が漏れていた。	【 措置済 】 平成26年 6月16日 事前調査終了後直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう所 属長への報告について課員への徹底を図った。

【河川排水課】	
共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月18日 平成26年度より、文書訂正について砂消しや修正テープなどによる修正、訂正印の遺漏をなくすよう課内への周知徹底を図った。
エ 自動車運行日誌における、運行記録(運行時間、運行前点検結果等)の記載漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月18日 自動車運行日誌の記載漏れをなくすため、運行前及び運行後の記載、確 認について課内への周知徹底を図った。
(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 食糧費から支出すべき会議用の飲料水の購入が、消耗品費として支出 負担行為兼支出命令書で処理されていた。	【 措置済 】 平成26年 8月18日 食糧費での支出を行うよう周知徹底を図った。
イ また、40本の購入に対して委員名簿は30人であり、あとは、「他 関係自治体関係者10人」と記載され出席者全員の名簿が添付されていな かった。	

(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 公印台帳の副本において、公印管守者や公印取扱責任者が更新されていなかった。	【 措置済 】 平成26年 8月18日 指摘後、ただちに更新し是正措置を行った。
イ 給油伝票の責任者印が更新されていなかった。	【 措置済 】 平成26年 8月18日 指摘後、ただちに更新し是正措置を行った。

【道路管理課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
イ 請求先、債権者の住所、代表者名、代表者印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 7月30日 庶務担当職員、書類をチェックする上司も再度「会計事務の手引き」及び「審査事務マニュアル」で、審査時のチェック項目を確認し、同じ過ちをしないようにしている。
共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
	【 措置済 】 平成26年 7月30日 砂消し、修正テープの訂正、数字の一部訂正は二重線をし、訂正印を押印した。また職員へ書き誤った際は、二重線で消し、押印することを周知徹底した。
イ 自動車運行日誌の目的及び運行区間について、市内一円など不適切な 記載。	【 措置済 】 平成26年 7月30日 所属職員へ「市内一円」という記載ではなく、具体的な地区を記入する ことを周知徹底した。また、わかる範囲で遡り、記入した。
(1)支出事務について ア 市外出張旅費において、連続2日間の日帰りについて、一括して旅行 命令を作成していた。日帰りの出張については、1日ずつ旅行命令を作成 すること。	【 措置済 】 平成26年 7月30日 庶務担当職員、書類をチェックする上司も再度「会計事務の手引き」を確認し、同じ誤りをしないようにしている。

	【 措置済 】 平成26年 7月30日 庶務担当職員、書類をチェックする上司も再度「会計事務の手引き」及び「審査事務マニュアル」で、審査時のチェック項目を確認し、同じ過ちをしないようにしている。
【用地課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
ウ 請求書、納品書、見積書の日付や件名の砂消しなどによる字句訂正。	【 措置済 】 平成26年 7月 3日 該当業者に対しては、砂消しで字句訂正しないように申し入れるとともに、職員に対しては、業者から適切な書類を受領するよう、また不適切な個所があった場合は再提出を求めるよう、所属長から口頭で注意し、同じ内容を課内で文書回覧で周知し、適正事務の徹底を図った。
共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 6月 5日 該当職員に対しては、直接所属長より砂消しで字句訂正しないよう注意するとともに、他の職員に対しては、公文書の訂正方法(所属長の訂正印)について周知し、適正な訂正事務の徹底を図った。
(1)支出事務について 需用費(修繕料)の支出において、予算執行伺を行わず支出負担行為を 行っていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【 措置済 】 平成26年 6月 5日 需用費(車検時の修繕料)の支出について、誤った解釈をしていたため、所属長、庶務係長、庶務担当者において認識を修正した上で、修繕料の支出におけるマニュアルを作成し、担当者が代わっても、今後同様の事象を起こさないようにした。
【営繕工務課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
ア 請求書、納品書、見積書、領収書の日付漏れ。	【 措置済 】 平成27年 1月30日 提出を受けた請求書等書類については、受領時に記載内容の確認を行い、日付漏れがある場合には、その場での記入又は再提出を求めることとした。また決裁時においても各決裁者が日付漏れの有無を確認し、適切な事務手続きの徹底を図った。

共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成27年 1月30日 提出を受けた各文書・書類に訂正、修正の必要を認めた場合は、再提出 を求めることとした。また、簡易な字句訂正の場合においても、訂正印の 押印による措置を徹底するよう課員に周知を図った。
(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 需用費の支出において、支払いが遅延していた事例が見受けられた。	【 措置済 】 平成27年 1月30日 遅延のない支払いの重要性について課員に周知を図った。今後は受注者からの請求に基づき、遅延のない支払いの手続きに努めていく。
イ 需用費の支出において、10万円以上の消耗品を原課発注していた事例が見受けられた。	【 措置済 】 平成27年 1月30日 課員に会計事務の手引きによる事務の執行を徹底するよう周知を図った。また、決裁時にも同手引きに基づき確認を徹底していく。
【市営住宅課】	
共通(1)支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	
イ 請求先、債権者の住所、代表者名、代表者印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 書類の作成方法について取引先に再度説明するとともに、受領時には十分確認を行い、不備のない書類を受領するよう改めた。
ウ 請求書、納品書、見積書の日付や件名の砂消しなどによる字句訂正。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 書類の作成方法について取引先に再度説明するとともに、受領時には十分確認を行い、不備のない書類を受領するよう改めた。

共通(2)文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 砂消しや修正テープなどによる字句訂正、数字の一部訂正、訂正印漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 文書の訂正方法について課内で周知を行い、適切に処理するよう改めた。
エ 自動車運行日誌における、運行記録(運行時間、運行前点検結果等)の記載漏れ。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 自動車運行日誌については確実な記録を行うよう課員に周知し、記載漏れのないよう改めた。
せず、後日記帳していた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理 を行うこと。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 領収した住宅使用料については、領収日の当日に現金出納簿に漏れなく記帳するよう改めた。
(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を 行うこと。	
ア 起案文書に決裁日が漏れていた。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 決裁日が漏れていた起案文書について是正するとともに、起案文書には必ず決裁日を記入するよう、課員に周知し改めた。
イ 自動車運行日誌において、鉛筆での記載があった。	【 措置済 】 平成26年 8月 1日 自動車運行日誌の記入には鉛筆を使用しないよう、課員に周知し改めた。

平成26年度 定期監査等の結果(意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 都市整備部

都市計画課・公共交通推進室 建築指導課 開発審査課 道路整備課 市街地整備・公園課

河川排水課 道路管理課 用地課 営繕工務課 市営住宅課

3 監査実施期間 平成26年 7月28日から平成26年 8月25日まで

4 監査結果報告 平成26年11月25日

監査の結果(意見)

措置(具体的内容)·対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

共通(2)委託契約について	【 継続努力 】 平成27年 5月25日
ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ	き │ 知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員育成のため、実務に │
るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉に	₺ 直結した研修受講を図るとともに、課内での情報共有を図り、引き続き無
力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託	1 駄のない委託コストの実現に取り組んでいく。
ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取	○ 【 継続努力 】 平成27年11月25日
組むこと。【改善事項】	知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員育成のため、三重県
	主催の地域公共交通講座や都市計画研修等、実務に直結した研修を受講す
	るなど、人財育成に努めた。また、課内での情報共有を図り、引き続き無
	駄のない委託コストの実現に取り組んでいる。
	【 措置済 】 平成27年 1月 6日
イ 委託料の請書において、仕様の事項が「別紙のとおり」と記載され	て 各グループリーダーが、請書と仕様書の内容を精査し添付の確認を行っ
いるが仕様書が添付されていない事例が見受けられた。請書及び仕様書	の た。
内容について精査すること。【改善事項】	
ドが谷について相互りること。 【以告事項】	

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減 務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その 達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。

【改善事項】

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

平成25年度の時間外勤務平均時間は前年度比約20パーセント減少で |あったが、平成26年度においては前年度比約2パーセント減であること |すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業 |から、グループ制の利点を活かした協力体制の強化や、施策に応じたグ ループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努め、職員の 健康管理を強く意識した取り組みを継続する。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

平成27年度上半期(4~9月)の時間外勤務平均時間は、前年度比約 2パーセント増の状況にあり、グループ制の利点を活かした協力体制を強 化するとともに、施策に応じたグループ枠を超えた対応等により、特定の 職員への負担軽減に努め、職員の健康管理を強く意識した取り組みを継続 する。

【 検討中 】 平成27年 5月25日

市民に対して分かりやすい指標となるよう平成23年度から「市民緑地 |の開設数| 、「市民1人1日あたり公共交通機関利用回数| を加えたが、 職員一人ひとりの具体的な取組内容が繋がる達成度で、より分かりやすい 指標を検討する。

【 検討中 】 平成27年11月25日

市民に対して分かりやすい指標となるよう「市民緑地の開設数」、「市 民1人1日あたり公共交通機関利用回数」を指標に加えたが、職員一人ひ とりの具体的な取組内容が繋がる達成度として、「公共交通機関利用回 数」を利用数値で表せるよう指標を定める。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

所属長が不適切な事例を課員に周知するとともに、課員各自が適正な事 |務を行うよう徹底を図った。また、課員が確認を怠らないようグループ リーダーより注意喚起を行った。

平成27年 6月 1日 【 措置済 】

所属長が不適切な事例を課員に周知するとともに、課員各自が適正な事 務を行うよう徹底を図り、また、課員が確認を怠らないようグループリー ダーより注意喚起を行っている。

共通(6)予算編成の精度について

当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密 な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、予算編成の精度を高めるこ と、また計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。さらに、決算 との予実分析(*)を行い、遅延や経費増などの悪化面と効率改善やコスト 削減などの良化面を分別評価して、担当職員のモラール向上や市民への説 明につなげること。【改善事項】

* 予実分析=予算額と実績額(決算額)との差異内容の分析

(1) 現金等の管理について

各団体の預金通帳と印鑑を預かって保管している。預かり保管を続ける 場合は通帳と印鑑は別々に保管するとともに、所属長が随時実査を行い、 事故防止を徹底すること。【改善事項】

(2) 職員の能力向上について

本市の都市計画・まちづくりのあるべき姿を理念として持ち、施策とし 種研修に参加した職員がノウハウを持ち帰って職場にフィードバックし、き続き、課内報告、供覧を行った。 職員間で情報共有を図れるよう取り組むこと。【改善事項】

(3) コンパクトシティに向けた取組みについて

人口減少や高齢化の進展に伴い、交通を取り巻く環境は変化してきてお | 段の確保や歩いて暮らせるまちづくりなど、コンパクトシティの実現に向 | 確保等、生活者の視点に立ったまちづくりを進める。 けた取組みを進めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

施策推進年数の浅い事業において、啓発及び周知を進める中で多くの活 |用を見込み予算確保に努めたが、申請件数が伸びず、予算と決算に乖離が 大きい結果となったため、平成27年度の予算編成時には予実分析を行い 要求を行った。

市民へのサービス遅延等を招かないよう、引き続き、事業計画に基づく 精査を行い、計画的かつ効率的な予算確保に努める。

【 措置済 】 平成27年10月30日

予算と決算に乖離が大きい事業、例えば住替え支援事業については、平 成28年度の予算編成時において、平成27年度以前の予実分析を行うこ とにより、事業制度の見直しを図るなど、適正な予算要求に努めた。

引続き、市民へのサービス遅延等を招かないよう、事業計画に基づく精 査を行い、計画的かつ効率的な予算確保に努める。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

各団体の預金通帳と印鑑は別々に保管しており、今後も厳重に保管する とともに、所属長が随時実査を行って事故防止を徹底する。

【 措置済 】 平成27年 6月 1日

各団体の預金通帳と印鑑は別々に厳重に保管し、所属長が随時実査を行 うことで事故防止を徹底する。

平成26年11月25日 【 措置済 】

施策具体化のため、幅広い範囲の知識、経験の必要性は強く認識してお て具体化していくためには幅広い範囲の専門知識・経験が必要である。各り、研修参加職員が得た専門知識・経験を、課員皆が共有できるよう、引

平成27年 5月25日

総合計画に掲げる基本目標の一つである「誰もが自由に移動しやすい安 |り様々な問題に的確に対応する必要がある。車を運転できない人の移動手 ||全に暮らせるまち」の実現に向け、交通弱者の移動手段である公共交通の

【 措置済 】 平成27年 6月 1日

総合計画に掲げる基本目標の一つである「誰もが自由に移動しやすい安 全に暮らせるまち」の実現のためには、まちづくりと連携した持続可能な 公共交通体系を構築することが求められている。

よって、関連計画である都市総合交通戦略及び地域公共交通網形成計画 に位置付けた具体的施策について、地域や交通事業者などと協働して取り 組みを推進していく。

(4) 内部・八王子線の利用促進と運営会社の経営管理について

公有民営方式で存続することとなり、運営会社が設立され、運営会社の 経営に要する資金に充てるための基金を設置した。収益を確保し継続的なに合わせ、四日市あすなろう鉄道㈱により実施した。今後も種々企画商品 運営を図るため、関係者との協議を通じて利用促進策を具体化すること。

【改善事項】

加えて、担当部門は契約事項に対する研究をさらに進め、市側からの運 営会社の経営管理を徹底すること。また、鉄道会社に巨額の資金投下を決ち、四日市あすなろう鉄道㈱との連携を緊密にし、その仕様の確定につい 定した以上、市民に対し責任を全うするために、鉄道運営の知識を有し、 財務諸表の分析ができる責任者、担当者を早急に配置し、万全を期すこ と。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

関連グッズや企画切符(1DAYフリー切符)の販売については、開業 を開発していく予定である。

一方、沿線地域や学校、NPO団体等からさまざまなアイデアをいただ いており、駅の花植えや清掃など既に自主的に取り組んでいただいている ものもある。

今後も、地域、事業者、市が連携を深め、「利用促進協議会」で知恵を 出し合いながら、各種利用促進策を具体化して実施につなげていく。

平成27年10月20日 【 措置済 】

関連グッズや企画切符(1DAYフリー切符)の販売については、開業 に合わせ、四日市あすなろう鉄道㈱により実施した。また、リニューアル 車両導入の際にも記念グッズを販売し、好評であった。今後もあすなろう 鉄道㈱と協働し企画商品を開発していく予定である。

一方、沿線地域や学校、NPO団体等からは、さまざまなアイデアをい ただいており、駅の花植え、清掃、駅舎の塗装ボランティアなど既に自主 的に取り組んでいただいているものもある。

今後も、収益向上に向け、地域、事業者、市が連携を深め、「利用促進 協議会」で知恵を出し合いながら、種々利用促進策の実現を図っていく。

【 検討中 】 平成27年 5月25日

鉄道施設に係る設備投資については、高い専門性を必要とすることか て経済性を含め精度を高めることに努めている。

また、契約内容の妥当性の判断については、他都市公営交通の先例を研 究し、調達契約課と十分協議しながら対応している。

なお、財務諸表の分析については、専門家への外部委託を検討しつつ、 企業会計事務の経験を有する職員の助言を受けるなど、担当職員の資質向 上に努めていく。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

内部・八王子線の鉄道施設については、特殊狭軌線のため汎用性がなく 高コスト化が不可避な部分が多いが、少しでも経済的に契約発注ができる よう、四日市あすなろう鉄道㈱との連携を緊密にし、部分的にでも第三者 からの見積徴取を試みるなど、より客観的な価格検証ができるように努め ている。

また、財務諸表の分析については、企業会計事務の経験を有する職員へ 助言を求めるとともに、鉄道事業の高い専門性に対応できるよう、国が主 **|催する勉強会などに積極的に参加し知識の修得に努めることで、引き続き** 担当職員の資質向上に努めていく。

(5) 市民自主運行バス制度について

少子高齢化に伴い、公共交通に対するニーズが高まるが、新たな支援策 の制度設計は、他都市の先行事例などを参考とし、市の財政事情と地域間地区において同様のバス路線の新規導入を促進するため、平成27年度か の公平性に十分に配慮すること。【要望事項】

(6) 施策の方向付けについて

少子高齢化や人口減少への対応、また自然災害への備えについて、まち づくりの視点から情報収集と職員間の意思疎通に努め、都市整備部全体の る。 施策の方向付けに資すること。【要望事項】

(7) 1者単独随意契約時の対応について

1 者単独随意契約の契約内容の理解が不十分であり、日常の管理が未熟 である。素直な反省の下、市民が納得できる適正な契約管理に改めるこ

特に、1 者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別 にして詳細に経費を積算することで、見積原価の妥当性について十分検証 して業者と交渉するとともに、その記録を保存すること。また、契約締結 時及び業務実施中において、上位職は法的トラブルの予防や原価計算の基 礎確認などの重要ポイントについて、現場の抽出実査も含め必ず精査し、 記録に押印の上、文書として残す牽制・事故予防体制を導入すること。

【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 4月 1日

「生活バスよっかいち」が今後も持続可能となるよう、また、今後、他 ら市民自主運行バス路線への補助制度を一部改正し(運行経費の1/2か 500千円のいずれか少ない方の額を補助)、経営安定化に向けた支援拡 充を行った。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

変化する状況を正確に把握し、都市整備部における施策の方向を考え

平成27年11月25日 【 継続努力 】

都市計画マスタープラン(全体構想)は、概ね5年ごとに検証を行うこ ととしており、少子高齢化や人口減少への対応や自然災害への備えとし て、現在、三重県が策定を進める「地震・津波被害の低減に向けた都市計 ■指針」に即した本市における土地利用の方針を定め、都市整備部全体の 施策の方向付けとなるよう取り組んでいく。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

1 者単独随意契約による契約で行う業務であることを十分理解し、市民 が納得できる適正な契約管理を図る。事業の性格にもよるが、見積原価の 妥当性を再検証し、可能な限り交渉し記録を保存する。

契約締結時及び業務中においては、重要ポイントを実査するとともに、 |抜き打ちで現場をチェックする等により、牽制、事故予防を行うこととし

【 継続努力 】 平成27年11月25日

1 者単独随意契約による契約で行う業務であることを十分理解し、市民 が納得できる適正な契約管理を図る。事業の性格にもよるが、見積原価の 妥当性を再検証し、可能な限り交渉し記録を保存する。

契約締結時及び業務中においては、重要ポイントを実査するとともに、 抜き打ちで現場をチェックする等により、牽制、事故予防を行っている。

【建築指導課】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能 作業量(人工数)について、積算根拠の説明を委託先に求めるなど、無駄 |力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コ||のないコストになるよう交渉する中で、委託内容の一部見直しを行い、委 ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り 託契約を行った。 組むこと。【改善事項】

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業|たグループを結成して対応を行っている。 務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を|に伴う業務内容の変化等に対応し、係間業務量の均衡を図ることや、効率 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

要求する成果を満たすための必要最低限の業務内容であるか精査をし、

こうした精査に併せ、更なる職員のスキルアップについても、今後努め ていく。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

要求する成果を満たすための必要最低限の業務内容であるか精査をし、 作業量(人工数)について、積算根拠の説明を委託先に求めるなど、無駄 のないコストになるよう交渉する中で、委託内容について一部見直し(限 られた予算内における、指定道路台帳データのシステムデータ及びGIS |データ取り込み作業の適正かつ効果的な更新回数や時期の設定等)を行 い、委託契約を行った。

こうした精査に併せ、更なる職員のスキルアップについても、引き続き 努めていく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

通報等による突発的な現場対応(違反)などは、担当係だけの対応では 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減 迅速な対応ができず、業務の偏りも生じることから、各係から1名選出し

> また、近年空き家問題等の指導業務の増加や、建築確認の民間申請増加 的な業務遂行ができるよう組織機構を見直し、平成27年度より係の再編 を行った。

> 今後、新体制での時間外勤務等の状況を注視し、更なる労務管理の徹底 に努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

通報等による突発的な現場対応(違反)などは、担当係だけの対応では |迅速な対応ができず、業務の偏りも生じることから、各係から1名選出し たグループを結成して対応を行っている。

また、近年空き家問題等の指導業務の増加や、建築確認の民間申請増加 に伴う業務内容の変化等に対応し、係間業務量の均衡を図ることや、効率 的な業務遂行ができるよう組織機構を見直し、平成27年度より係の再編 を行った。

平成27年度上半期については、時間外対象人員の減少、審査困難物件 の申請、課全体が新体制に不慣れであったこと等もあり、前年度を上回る 時間外勤務実績となったが、今後も時間外勤務等の状況を注視し、更なる 労務管理の徹底に努める。

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制議や研修を通して職員に周知徹底を図った。 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性は、毎日の定型業務として行っており、またそのダブルチェックの重要性 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精は日々職員に意識づけを行っている。 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 建築に関する情報提供について

FMよっかいちや出前講座にて、建築に関する情報提供を実施している 行うこと。【改善事項】

平成26年 9月 1日 【 措置済 】

事務処理の単純ミスが、重大事故につながることもあることを、課内会

また、現金管理のための各種の受払簿や管理簿等を利用したチェック

事務処理のなかで、日付漏れや誤字等のケアレスミスやその修正方法等 の基本的な内容についても、ダブルチェックを行っている。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

法改正等の情報提供は、申請時に混乱を招くこともなく円滑な移行がで が、どれだけの効果が得られたのか検証を行い、より効果的な情報提供をき、一定の成果は得られたものの、一方で耐震化等の啓発については、耐 震補強工事補助申請の伸び悩みもあることから、危機管理室の行う出前講 |座にも同席し、建築物の安全確保の重要性や制度の説明をしながら、耐震 化へつながる情報提供を継続的に行っていく。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

法改正等の情報提供は、申請時に混乱を招くこともなく円滑な移行がで き、一定の成果は得られたものの、一方で耐震化等の啓発については、耐 震補強工事補助申請の伸び悩みもあることから、「市民総ぐるみ総合防災 |訓練(平成27年10月4日実施)| や民間主催の「住まいと暮らしの総 |合フェア2015(平成27年10月31日、同11月1日開催) | に参 加し、建築物の安全確保の重要性や制度の説明をしながら、耐震化へつな |がる情報提供を行った。結果、無料耐震診断の申し込み件数が、平成27 年9月と比して10月以降1.5倍~2倍に増加した。今後も、危機管理 室の行う出前講座にも同席し、同様な情報提供を継続的に行っていく。

(2) 耐震化促進事業について

耐震診断の結果、耐震補強が必要とされた家屋について、耐震化が促進 されるよう診断後のフォロー、指導の方法の改善に取り組むこと。

【改善事項】

(3) 空き家対策について

「四日市市空き家等の適正管理に関する条例」が制定され、平成26年 10月1日から施行された。施行にあわせて空き家の実態調査を実施してロールを行い、関係する部署に写真データ等の情報を提供することによ |いるが、今後、高齢化などにより空き家の増加が予想される。犯罪、火災|り、連携を図ることとした。また、対応状況等について、庁内型GISの などさまざまな問題が生じてくることから、関係部局と連携して見回り、 パトロールに取り組むこと。【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 4月 1日

無料耐震診断の受診者で、耐震補強工事が未実施(補助申請していな い)の方にダイレクトメールを送付して、耐震化に向けて啓発していくよ う改めた。

【 措置済 】 平成26年10月 1日

条例施行に合わせ、現場調査等に出向いた際に、その道中や周辺のパト 地図情報システムを利用して情報共有できるよう、表示形式や運用方法も 含め、関係課で調整を行っている。

(4) 建築基準法に基づいた審査について

建築確認申請など建築基準法に基づいた審査を行っている。国等におい ては、審査に係る事例研修やマニュアル作成を実施しているが、関係課を困い等の統一を図った。また、建築関係法令の相談は、その都度記録を取 ||含めて誰が審査しても同じ結論が出るよう、均質な審査の確保を図れる手||り係内で情報共有を図っている。相談内容によっては、係内で随時検討会 法を開発すること。【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 4月 1日

H16年度発行の建築基準法取扱い集の全面見直しを行い、法解釈や取 や勉強会を開催することにより、統一的な考え方・判断基準の共有を図っ ている。

【開発審查課】

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減要することから、時間外の縮減が困難な状況が続いている。 すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業 |務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図||6業務の平準化を図っている。 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

主業務である開発審査業務において事業者との設計協議や指導に時間を

事務分担の見直しや技術研修への派遣を実施し、審査精度を維持しなが

【 継続努力 】 平成27年11月25日

27年度上半期の1人当りの時間外実績は平均45.9時間/月であっ た。26年度上半期の時間外実績平均45.1時間/月と比較するとほぼ 同程度となっている。

主業務である開発審査業務において、昨年度より増加している申請、相 談案件への対応や新たな大規模開発への対応などが必要となってきてお り、なかなか時間外の縮減を図ることが困難な状況にある。

事務分担の見直しにより業務の平準化を図るなどの工夫を行い、引き続 き時間外の縮減に努める。

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、そのび第43条の許可の平均審査日数を目標として設定するよう改善を行っ 達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値た。 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 3月26日

開発行為等の許可処分について指標を再検討し、都市計画法第29条及

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制ともに、文書取扱主任及び所属長によるチェックを徹底している。 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性【 継続努力 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善書類作成を行うとともに、文書取扱主任及び所属長によるチェックを引き を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 開発許可制度のPRについて

十地譲渡益重課制度等に係る優良字地及び優良住宅の認定に関する申請 については、近年ないということであるが、優良宅地や優良住宅を増やし|いる。 ていくことは市民サービスでもあるので、広報よっかいちの活用などPR 【 措置済 】 を強化して、この制度の利用度向上を図ること。【要望事項】

(2) 開発審査会委員の人選について

平成25年度の開発審査会は、年間2回開催されたが、一度も出席して いない委員がいた。当該委員に厳しく姿勢の改善を求めるとともに、今後ろが、急な業務等でやむを得ず出席できない場合もあった。 は、委員として責任を持って出席する委員を必ず選任すること。

【改善事項】

(3) 事業実績の分析について

開発許可及び建築許可の審査件数が年々増加しており、近隣市と比較し ても多いが、今後の効率的な業務遂行や市民への説明につなげるために、 その要因分析を行い、原因を明確にすること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

各担当者が適正な事務処理について十分に注意を払い書類作成を行うと

平成27年11月25日

各担当者が、不注意による誤りの無い適正な事務処理を十分に意識して 続き徹底していく。

平成27年 5月25日 【 検討中 】

市民に広報するために開発審査課ホームページに掲載する事を検討して

平成27年 9月17日

市民に広報するために開発審査課ホームページに「優良宅地・優良住宅 認定制度について」を掲載した。

【 措置済 】 平成27年 2月 5日

開発審査会開催に当たっては全員出席できるように日程調整を行ってい

平成26年11月に委員の改選を行い、3名の委員が交代した。 平成27年2月5日に開催した開発審査会は全委員が出席した。

【 措置済 】 平成26年11月25日

近年字地分譲用の開発申請や市街化調整区域での分家住字等の建築許可 |申請が増加している。

この原因としては景気回復に伴う需要増と、消費税増税前の駆込み需要 の増大を期待して業者が開発を促進していると考えられる。

(4)人財育成について

良質な宅地等の保障をするための専門性を備えた人財を育成するには、 時間を要する。職員への研修・育成をより充実させるとともに、退職した|派遣研修に加え、昨年度から県が行う初任者講習に異動 1 年目の職員を参 |経験者の再任用を検討するなど、長期的に専門性を継承していけるよう取||加させている。困難な案件が発生した場合は課内会議を実施し、情報の共 り組むこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

外部研修としてこれまで行ってきた財団法人全国建設研修センターへの 有を図るとともに、専門性を継承していけるよう努めている。

また退職した経験者から知識や専門性を継承するため、該当職員の再任 用を検討する。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

専門性を備えた人財を育成するため、財団法人全国建設研修センター主 **催の研修会など外部研修へ参加させ職員の専門性の向上に努めている。**

また、窓口相談などの対応に疑問が生じた場合には、随時課内会議を実 |施し、対応に齟齬が生じないよう職員間での情報共有を図っており、今後 も引き続き退職した経験者の再任用の検討などと併せて専門性を継承して いけるように努める。

【首路整備課】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コ ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り 組むこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

委託契約など発注に際し必要となる技術・技能的専門能力について、研 修等による人財育成に努めるとともに、特殊な技術が必要な場合について は、他課と協調して業務を進めている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

技術・技能的専門能力について、三重県建設技術センター主催の建設技 術研修や全国建設研修センター主催の建設研修等へ参加するなど、人財育 成に努めた。また、特殊な技術が必要な場合、引き続き他課と協調して業 務を進めている。

イ 委託料の請書において、仕様の事項が「別紙のとおり」と記載されて いるが仕様書が添付されていない事例が見受けられた。請書及び仕様書の 内容について精査すること。【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 3月26日

業務の内容に応じ、仕様書等を定め、添付することとした。

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減 すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業 特に維持係では前年比で14パーセントを下回るなど、改善の効果は表れ 務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況 が多く見受けられた。具体的に業務の内容や進め方を見直し、過重労働を 早急に改善すること。【改善事項】

* 過労死の労災認定基準:発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2 か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時 間外労働を過重業務の評価の目安としている。

ウ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が多く見受けられた。 善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務 量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜┃や、例えば係の分割など効率的な業務遂行を図るための組織化について、 い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】

平成27年 5月25日

時間外勤務の恒常化について、縮減すべきものであることを強く意識し て、業務配分の適正化や業務の効率化、省力化を進めてきた。この結果、 ているが、依然として時間外は多く一層の改善が必要であると考えてお り、引き続き取り組みを継続する。

【継続努力】 平成27年11月25日

時間外勤務の縮減に向けて、週に一度、終礼の実施を行い、更なる業務 の効率化、省力化の呼びかけや職員の意識改善に取り組んでいる。なお、 平成27年度上半期は選挙の影響もあり、前年度同期に比べて、微増と なっている。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

上記同様、改善を進めてきたが、平成26年度も100時間/月を超え る時間外が発生しており、引き続き時間外削減の取り組みを継続する。

【継続努力】 平成27年11月25日

過重労働の改善を進めているが、依然として100時間/月を超える時 |間外が発生しており、引き続き時間外削減の取り組みを継続する。

平成27年 5月25日

業務分担にも配慮しながら業務の改善や労務管理を行ってきた。また、 業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が |人員配置についても増員要求を行ってきたが、配置された職員には新規採 **健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改 用職員が4名と多く、能力の発揮には時間が必要となっている。しかしな** がら、労働環境の改善は必須であると捉えており、説得力のある増員要求 本的な選択・見直しや説得力のある客観的な根拠に基づいて増員要求を行 | 今後も継続的に取り組んでいく。また、1,000時間を超える時間外の 人数はH25が12人からH26は4人と減少しているが引き続き取り組 みを行っていく。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

業務分担にも配慮しながら業務の改善や労務管理を行っている。その取 り組みとして、説得力のある増員要求を行った。さらに、係の分割など効 率的な業務遂行を図るための組織化に努めた。これらの活動により、労働 環境の改善に向けた動きを進めている。

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 成果・活動指標のうち、整備延長などに関するものについて、その文言 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、そのの意味と時点の不明瞭なものがあったが、再確認を行い根拠となる数値に |達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値||ついて一覧表を作成して明瞭化を図った。 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 また、道路維持管理業務については、数値を用いて示していくことが非 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から常に困難ではあるが、道路瑕疵事故の防止に努め、事故の減少を目指して 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標いく。 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 契約変更について

工事請負契約において、契約変更が多く見受けられる。工事現場の形 状、地質、湧水等の状態によって変更が生じることはあるものの、現場の 事前調査を詳細に行うなど、的確な設計金額を算出し、契約変更を生じさ せない方策に改善すること。【改善事項】

【 措置済 】 平成27年 3月26日

【 継続努力 】

平成27年 5月25日

事務処理についてはダブルチェックを徹底するとともに、出納会計事務 |実務研修会への参加等によって職員の意識や資質の向上を図り、事務手続 きの適切な執行に努める。

【 継続努力 】

平成27年11月25日

事務処理について、ダブルチェックを徹底して行っており、課内で適切 な事務の執行について回覧を行う等、注意喚起に努めた。

【 継続努力 】

平成27年 5月25日

道路工事においては、既設舗装厚など、目視による事前調査では把握し |きれない要素が多々ある。そのため、既設舗装厚については、できる限り |試掘調査(コア採取)を実施するといった詳細な事前調査に取り組んでお り、今後もできる限りそのように努める。

【 継続努力 】

平成27年11月25日

目視による事前調査では把握しきれない要素について、引き続き試掘調 査(コア採取)を実施するといった詳細な事前調査に取り組むことで、で きる限り契約変更を生じさせないように努めている。

(2) 県との調整について

土木要望で国、県の補助事業などについては、案件ごとに県と調整を 行っている。今後は、人口減、高齢化を踏まえた長期的な道路行政のあり 方など国、県、市の道路にかかる全般的な課題について、定期的に情報や 意見の交換を行い、将来に向けて積極的に課題解決に取り組むこと。

【要望事項】

(3) 土木要望について

各地区からの土木要望を実施しているが、概ね2千万円の予算枠であるため、工事が細切れになることもある。既に複数地区で集約し工事を実施しているところもあるが、今後も集約できるところは集約し、効率的な道路整備が行えるよう各地区に対し指導を行うこと。また、地区間や地区内での公平性や公正性など、現状の施策が最善であるのか、市職員がぶれることなく原点に立ち返って中立的・主導的に方向付けを行い、市民がより納得できる道路整備事業を行うこと。【要望事項】

【 継続努力 】

平成27年 5月25日

現在、組織体として存続されている地方自治体で構成されている三重県下都市土木課長会等の会議、研修会に積極的に出席を行い、道路行政の取り巻く状況の情報収集に努めると共に、国や県への意見や要望など風通しの良い環境づくりに努めていく。

【 継続努力 】

平成27年11月25日

インフラメンテナンス協議会、意見聴取会等への参加により、道路行政 に係る情報収集に努めた。このような取り組みを継続して行っていくこと で、国や県との意見交換を行うなど風通しの良い環境づくりに努めてい く。

【 継続努力 】

平成27年 5月25日

土木要望に係る意見交換会を全地区を対象に実施し、事業の集約化を依頼しており、今後も、更なる集約化に向けた啓発活動を継続的に行う。

【継続努力】

平成27年11月25日

土木要望について、事業の集約化を引き続き依頼しており、更なる集約 化に向けた活動を断続的に行っている。

【市街地整備・公園課】

共通(1)財産管理について

土地・建物・工作物に関して、担当者による台帳との数量突合を行い、 |同時に安全管理、品質保持、稼働状況、事故防止などの保全上の問題がな||的なメンテナンスによる数量の適正把握はもとより、専門業者による点検 いかを実査すること。加えて、その後に所属長による現場での抜き取り実だけでなく職員や年間管理委託業者による日常点検を徹底することにより 査を必ず行うこと。また、備品などについても、同様に所属長の抜き取り按全性の維持向上に努めている。加えて26年度には、公園内の照明灯に 実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、 実査を実効あるものとするため、実査した記録(日時、対象、数量、特記との園施設のストックマネジメントに重点的に取り組んでいく。 事項、担当者・所属長の確認印など)を文書にして残すこと。

【改善事項】

平成27年 5月25日 継続努力

当課の所管する主たる公有財産である公園施設については、台帳の定期 |ついて金属ポールの健全度調査を一斉に行った。27年度以降も引き続き

備品についても、担当者による実査に加え所属長による抜き取り実査を 行い点検記録を作成するとともに、26年度は1年間かけて不用物品の処 |分を積極的に行い、備品管理の適正化に向けた取り組みを進めた。27年 度以降も、市内に点在する公園関係の備品も含め所在及び状態の的確な把 握に努めていく。

【継続努力】 平成27年11月25日

本年度、公園施設については、南部丘陵公園他2公園において長寿命化 |計画に基づく大型複合遊具の更新を行うとともに公園灯の金属ポールの改 |修を進めている。28年度以降も既存施設の安全確保と長寿命化に向けた 取り組みに力を入れていく。

備品についても、公園施設の年間管理委託先であるシルバー人材セン ターに貸与している塵芥収集車について老朽化が著しいことを理由に、受 託者によるリースに委託内容を見直すとともに車検時期に合わせて順次廃 車(不用品処分)の手続きを行い、全ての塵芥収集車を処分した。今後と も備品管理の適正化に努めていく。

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能|を進め、公平性、透明性の向上や事務の簡素化に努めており、一者単独随 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コ」意契約については、シルバー人材センターのように政策的な理由によるも ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取りのの他、緊急性や業務の特殊性など真にやむを得ない場合に限るものと 組むこと。【改善事項】

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減加え新ごみ処理施設や国体の関連整備に係る業務が新たに加ったことによ |すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業||る公園係の業務量の増加に対応すべく、応援体制を組んだことにより、係 |務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図||間の不均衡を是正することができた。しかしながら、末永・本郷地区の換 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を地処分に向けた業務の本格化に伴う区画整理係の業務量の急増もあり、職 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

公園緑地や街路樹の維持管理については、競争入札や単価契約への切替 し、委託先や委託内容についても再検討を行い、コスト意識の徹底を図っ ている。

また、人財育成の面でも、定例の係会議や外部研修への参加を通じて能 力の底上げを図るとともに、特に新採職員や経験の浅い職員に対しては、 担当係長やベテラン職員を中心とした指導体制の確立により、研鑽を重ね ながらノウハウの伝承を円滑に進めることで、一日も早く即戦力として機 能するよう努めている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

28年度の委託業務の発注に向けて、発注方法の見直しや委託内容の精 杳に努める。

また、今年度公園係に配属された新採職員に対し、係長やベテラン職員 |が中心となって指導強化を図るとともに外部研修にも参加させ、より多く の研鑽を積ませることにより、一日も早い即戦力化に努めた。今後とも職 員個々のスキルアップに向けた取り組みを進めていく。

平成27年 5月25日

26年度は、公園施設長寿命化整備事業や照明灯金属ポール点検補修に |員一人あたりの月時間外数は約15時間の増となった。今後とも、応援体 |制や業務分担の見直し等による平準化に努めるとともに、職員のレベル アップによる効率化を図り時間外数の縮減をめざす。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

末永・本郷地区の換地処分に向けた区画整理係の業務量急増を受けて、 27年度から、区画整理の経験豊富な再任用職員を配属し係の体制を強化 するとともに、整備係との間で業務分担を見直し、業務の平準化を図っ た。これにより、27年度上半期において係間の時間外数の格差を大幅に 是正することができた。しかしながら、区画整理に加え、連立事業関連工 事や国体関連業務の本格化により、課全体の業務量が増加傾向にあるた め、27年度上半期の一人あたり時間外数は昨年度同期を上回っており、 下半期に向け縮減に努めていく。

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 |体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた | ないよう指導した。また、起案時の職員相互のチェック、回議段階での上 ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性「位者のチェックの徹底についても重ねて指示することにより、単純ミスの の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

共通(6)予算編成の精度について

当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密 と、また計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。さらに、決算出とともにコスト縮減を図った職員を評価することにより、職員の意識づ との予実分析(*)を行い、遅延や経費増などの悪化面と効率改善やコストけとモチベーションの向上につなげていく。さらに、分析結果を次年度の |削減などの良化面を分別評価して、担当職員のモラール向上や市民への説 |予算要求に反映させることにより、当初予算編成の精度向上を図ってい 明につなげること。【改善事項】

* 予実分析=予算額と実績額(決算額)との差異内容の分析

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

所属長から、課員に対し、常に会計規則や文書管理規程等のルールに 則った事務処理についての意識を高め、各自が起案時の確認を怠ることの 排除に努めている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

平成27年8月3日付け総務部長通知を受けて、課員に対し、チェック 事項一覧の記載項目に特に留意し、自己の業務の点検及び職員間の相互 チェックを怠ることのないよう改めて指導するとともに、回議段階におい |ても上位者に対し常にチェック事項に則った確認の徹底を指示したところ である。引き続き事務の適正執行に努めていく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

決算時には、予算現額と決算額だけでなく当初予算と決算額についても な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、予算編成の精度を高めるこ 差異内容の分析を行い、特に乖離が大きい事業のうち改善可能なものの抽 く。これにより、予算決算をリンクさせた効率的かつ効果的な予算編成プ ロセスの構築に努める。

> 長期にわたり継続する事業が多いことから、事業全体として必要な予算 |を計画的に確保したうえで、完成年度が遅れることのないように適切に対 処していく。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

平成26年度の決算をふまえ、特に当初予算と決算額の差が大きかった |事業については、28年度当初予算の編成に反映させるべく、原因の分析 と事業費の精査を行うとともに、複数年にわたる事業については、事業全 体のスケジュールをチェックし、年次計画の時点修正を行い、適正な予算 編成に努めた。特に公園施設維持補修費については、平成25、26年度 ┃の2箇年続けて公園施設管理費から10,000千円近い流用が生じてお り、平成27年度当初予算編成時より、施設の老朽化による応急修繕工事 が急増している状況をふまえ直近の実績を考慮し工事請負費の所要額の精 |査を行い、当初予算段階から計上するよう見直したところである。28年 度についても引き続き当初予算において所要額の確保に努めた。

(1) 公園の整備について

人口の少子高齢化が進展するなか、子供用遊具に加えて、日除けや椅子 を備えた高齢者にも対応する憩いの場の整備、樹種の適切な選定など、時|え地域の実態に即した形でリニューアルを推進している。特に高齢者を中 |代の変化に対応した公園整備を行うこと。また、防災拠点としての公園の||心とした利用者の介護予防、健康増進の観点から住民の高齢化が顕著な地| 活用についても、関係部署とも連携して進めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

住民にとって最も身近な公園である街区公園を中心に住民の意向をふま |区の公園を中心に健康遊具の設置を進めている。

また、東日本大震災以降、地域の避難場所としての公園の役割が一層重 要となるなかで、垂坂公園・羽津山緑地の整備に係る国の補助メニューを 防災・安全社会資本整備交付金に変更するなど防災機能の強化にも取り組 んでいる。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

松寺市営住宅跡地において、28年度から3年間かけて公園整備を進め るにあたり、地域の実情や住民の意向をふまえ、高齢者の利用に配慮した 健康遊具の設置等を行っていく。

(2) 公園の管理について

ア 公園や街路樹の管理について寄せられる苦情については、公園管理上 の課題を把握するヒントとし、新たな施策展開につなげる基礎となるよっながったのべ件数を新たに維持管理の目標として掲げるなど、情報の有 う、分類整理し活用すること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

苦情並びに情報提供は必ず記録として残すとともに、それが課題処理に 効活用を進めている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

南部丘陵公園を中心に昨年度来イノシシの出没が多発し、利用者や周辺 住民からの苦情も急増したことから、27年度より新たに南部丘陵公園小 動物園にて飼育中のヤギによる放牧・除草を開始したところ、除草コスト の縮減やイノシシ対策に効果があっただけでなく、人気のイベントとして |利用者の増加にもつながっており、28年度以降は区域を拡大して実施す る予定である。今後とも苦情を施策に活かす取り組みを継続していく。

イ 高齢化社会を迎え、また財政的制約も厳しくなる中、適切な公園の管 |理のため、ボランティア団体、公園愛護会、業務委託のそれぞれの関係を | る市民アンケートを行った。自治会や公園愛護会など地元管理が望ましい 明解に整理すること。 【改善事項】

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

適切な役割分担を実施するため、平成26年度に公園の利用や管理に係 との意見を多くいただいており、公園愛護会の活動の実態把握を進め、官 民連携した管理体制の構築を図っていく。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

公園愛護会の活動実態について、団体により温度差があることに加え、 会員の高齢化や後継者の不足から活動に支障をきたしている団体が増えて いる。今後、結成率の向上と一定水準以上の活動実態の確保に向けて、地 域で担ってもらう役割を拡げ、美化活動主体の組織から行政と協働で公園 の管理運営を行っていく組織へと発展させていくことにより、住民にとっ てより魅力のある組織となるよう、引き続き努力していく。

(3)組織・事務分掌について

土地区画整理事業の進捗度合や公園管理のあり方など、既存の業務内容 を取り巻く環境変化を勘案しながら、事務分掌や人員配置について見直し区画整理係の業務量が急増した。27年度も引き続きマンパワーを要する を行うこと。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

26年度後半から末永・本郷地区の換地処分に向けた業務が本格化し、 状況が続くことから、27年度当初より区画整理の経験豊富な再任用職員 |を配属し、区画整理係の体制を強化するとともに、係間の業務分担を見直 し、平準化を図った。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

平成27年度上半期の時間外実績をみても、係間の格差が概ね解消され ており、今後も各係の業務の状況を注視し、必要に応じ応援体制を組むと ともに、業務分担の見直しや配置転換も含め、係の枠を越えた柔軟な組織 運営に努めていく。

【河川排水課】

共通(1)財産管理について

土地・建物・工作物に関して、担当者による台帳との数量突合を行い、 |同時に安全管理、品質保持、稼働状況、事故防止などの保全上の問題がな| ては、個別(1)に記載のとおり巡回計画を策定し実査によるパトロール |いかを実査すること。加えて、その後に所属長による現場での抜き取り実 |を行えるよう取り組みを始める。また、備品についても年度末に所属長が 査を必ず行うこと。また、備品などについても、同様に所属長の抜き取り
抜き取り実査を行い記録を残す。 実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、 実査を実効あるものとするため、実査した記録(日時、対象、数量、特記**)** 事項、担当者・所属長の確認印など)を文書にして残すこと。

【改善事項】

共通(2)委託契約について

ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り託コストの実現に取り組む。 組むこと。【改善事項】

【継続努力】 平成27年 5月25日

財産に関しては、河川・水路構造物が主なものである。財産管理につい

平成27年11月25日 【継続努力】

財産に関しては、河川・水路構造物が主なものである。財産管理につい ては、個別(1)に記載のとおり巡回計画を策定し実査によるパトロール が実施できるよう取り組みの方法について検討を始める。また、備品につ いては、平成27年度上半期末に備品台帳と現品の照合を実施し、所属長 が抜き取り実査を行った。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ 技術的な専門知識を身につけるべく、経験の浅い職員に対して外部研修 るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能や講習会等へ積極的に参加させることで職員育成に努める。また、課内研 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コを等により職員間での技術的知識の共有を図れるよう努め、無駄のない委

【 継続努力 】 平成27年11月25日

技術的な専門知識を身につけるべく、経験の浅い職員に対して外部研修 や講習会等へ積極的に参加させ、引き続き職員育成に努めるとともに、課 内においても職員間での技術的知識の共有及び技術の継承を図れるよう努 め、無駄のない委託コストの実現に引き続き取り組む。

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 時間外の縮減を図るため、工事担当者においては事業ごとに作成したス 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減ケジュールによる進捗管理を行うことで、一時的に業務が偏らないよう平 |すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業||均的な業務の遂行に努めている。また、事務分担の見直しを行い職員間の |務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図||業務の平準化を図るとともに、係間での応援体制を強化することで、引き るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を続き時間外勤務の縮減に努める。 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況 が多く見受けられた。具体的に業務の内容や進め方を見直し、過重労働を間外勤務を縮減し、健康管理に努める。 早急に改善すること。【改善事項】

* 過労死の労災認定基準:発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2 か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時 間外労働を過重業務の評価の目安としている。

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標よう努める。 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

【 継続努力 】 平成27年11月25日

時間外の縮減を図るため、工事担当者が作成したスケジュールによる進 | 排管理を行うことで、一時的に業務が偏らないよう平均的な業務の遂行に 努めており、前年度同期に比べて課全体での時間外勤務が243時間減少 しているが、業務量の増加及び担当業務の規模により職員間の格差是正ま でに至っていない。格差是正のため更に、事務分担の見直しを行い職員間 の業務の平準化を図るとともに、課全体での応援体制を強化することで、 引き続き時間外勤務の縮減に努める。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

特定の職員に業務が偏らないよう、職員間での業務の平準化を図り、時

【 継続努力 】 平成27年11月25日

河川排水課経験年数の浅い職員が多いため特定の職員に業務が偏りがち になっているが、業務内容の分担化を更に進め、職員間での業務の平準化 を図ることにより、前年度同期に比べて労災認定基準を上回る職員が4人 から1人に減ったが、さらに時間外勤務を縮減し、健康管理に努める。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

業務内容において、維持修繕など成果指標を表しにくい面もあるが、だ 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、そのれもがわかりやすい業務棚卸表の本来の目的・機能が発揮できるよう活動 |達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値||指標の選択や目標値を設定しているが、より設定根拠がわかりやすくなる

【 継続努力 】 平成27年11月25日

業務内容において、維持修繕など成果指標を表しにくい面もある。誰も がわかりやすい業務棚卸表の本来の目的・機能が発揮できるよう活動指標 |の選択や目標値を設定しているが、目標値について計画改修済延長/河川 全体延長の数値記載の手段があるが、表記しにくい部分もあるため検討を 行い、来年度の見直しまでにはより設定根拠がわかりやすくなるようにす

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 て職員間で書類を確認し、上位職が再チェックを行い事務処理を行ってい |体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた||るが、誤りやすい事項についてチェックリスト項目を見直し、単純ミスの ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性発生を抑制できるよう努める。 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 【 継続努力 】 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

共诵(6)予算編成の精度について

当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密 な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、予算編成の精度を高めるこ と、また計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。さらに、決算 との予実分析(*)を行い、遅延や経費増などの悪化面と効率改善やコスト 削減などの良化面を分別評価して、担当職員のモラール向上や市民への説 明につなげること。【改善事項】

* 予実分析=予算額と実績額(決算額)との差異内容の分析

(1) 財産管理について

近年、集中豪雨による自然災害が多発していることから、河川等におけ |る危険箇所等を早期に把握するため、年間の巡回計画を立てて、市職員の||て年間の巡回計画を策定し、実査による巡回パトロールが実施できるよう 責任下で現場・現物の実査巡回パトロールを行うこと。その際には、施取り組みを始める。他の河川については従来どおり損傷等の現状把握に努 設・設備の有無確認に止まらず、現場の状況について実査のチェックポイ┃め早期修繕等の対応を図る。 ントを設定し、その記録を文書にして残して、所属内で周知徹底を図るこ と。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

日常業務において、事務処理に不備がないようチェックリストを活用し

平成27年11月25日

日常業務において、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」を活 用して職員間で書類を確認し、上位職が再チェックを行う取り組みを開始 した。今後も誤りやすい事項についてチェックリスト項目を見直し、単純 ミスの発生を抑制できるよう引き続き努める。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

当初予算編成時までに自治会との調整や現地状況の精査を行い、設計の 精度を上げることにより予算と決算の乖離が極力生じないよう努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

当初予算編成時までに自治会との調整や現地状況の精査を行い、設計の 精度を上げることにより予算と決算の乖離が極力生じないよう引き続き努 める。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

まずは、自然災害に対してリスクの高い市街化区域内の準用河川につい

平成27年11月25日 【 継続努力 】

自然災害に対してリスクの高い市街化区域内の準用河川について随時実 | 査によるパトロールを行い、異常が認められた場合には改修を行うよう努 めている。今後は年間の巡回計画を策定し、円滑なパトロールが実施でき るよう取り組みを始める。また、巡回パトロール実績を主要準用河川ごと に地図データに記録するシステムを構築するための費用について、平成2 8年度当初予算で要求した。他の河川については、引き続き損傷等の把握 に努め早期修繕等の対応を図る。

(2) 自治会への委託について

川に対する愛着を持っていただけるとともに、危険個所等の情報も得らを行っているが、市民で作業するのに困難な箇所も存在するので、施工可 れ、更に経費削減にもつながることから、地元自治会への委託をより一層にな箇所については協力いただける自治会を増加させるよう努力する。 進めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

一部の河川については、除草作業を地元自治会に委託している。地元の 除草業務について、協力いただいている一部の地元自治会へは業務委託

【 継続努力 】 平成27年11月25日

除草業務について、協力いただいている一部の地元自治会へは業務委託 を行っているが、作業従事する自治会員の高齢化や参加者の減少により協 |力いただくのが困難になってきている面もある。今後も、施工可能な箇所 については協力いただける自治会を増加させるよう引き続き努力する。

【道路管理課】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コ ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り 組むこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

業務に関する技術、技能向上のため、積極的に研修受講を勧めるととも |に、課内で研修内容の共有を図り、職員の能力向上に取り組むこととし

平成27年11月25日 【 継続努力 】

業務に関する技術、技能向上のため、課内で委託契約の積算書類を回覧 し、情報の共有を図り職員の能力向上に取り組んでいる。

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減 務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を「縮減に努める。 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

平成27年 5月25日 【 検討中 】

時間外勤務については、職員の健康管理面から縮減に努めているが、許 可申請や窓口および電話での相談も現地確認を必要とするものが多く、業 すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業

| 務に要する時間が増大している。事務分担の見直しを行い職員間の業務の 平準化を図るとともに、係間での応援体制を強化することで時間外勤務の

(26年度実績年間360時間を超える職員が2名)

【 継続努力 】 平成27年11月25日

係間の応援を窓口や電話応対などできる範囲で行い、事務分担の一部見 直しを行った。前年上半期と比べ、課全体として約70時間削減できた。 より一層の効率化、省略化できる内容を探し、時間外勤務の縮減をしてい

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その |達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値 |検討を行っていく。 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 放置自転車、自転車等駐車場に係る委託業務について

ア 放置自転車の撤去及び保管に要した費用の収納業務については、臨時 外部委託している。収納業務も合わせて一括して外部委託することの可能 |業務を委託等で行えるように条例の整備も含め、検討することとした。 性についてあるべき方向性を見出すこと。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

成果、活動指標の目標設定について、職員一人ひとりの具体的な取組内 **| 容から繋がるものを目標とするように誰もがわかりやすい内容となるよう**

【 継続努力 】 平成27年11月25日

次回の業務棚卸表の目標設定時に目標数値を見直す検討を行っている。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

朝礼等を活用し、職員全体に決裁時の確認の徹底を指示した。指摘事項 ■を共有することで、慣れから生じる単純ミスの再発防止に努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

朝礼、課内研修を活用し、職員全体に起案時の確認の徹底をした。事案 を共有することで、慣れから生じる単純ミスの再発防止を継続的に行って いる。

平成27年 5月25日 【 検討中 】

収納業務を放置自転車の巡視・撤去と併せて行うことは、業務の連続性 |職員が行っているが、放置自転車の監視、撤去、保管等の業務については | から見ても検討するに値するものと考える。これを可能にするため、この |

【 継続努力 】 平成27年11月25日

収納業務を放置自転車の巡視・撤去と併せて行うことは、業務の連続性 から見ても検討するに値するものと考える。これを可能にするため、この |業務を委託等で行えるように条例の整備が必要となるため、平成28年2 月定例月議会への上程での検討を行っている。

【 措置済 】 平成27年 3月23日

イ 自転車等駐車場管理清掃業務については、市内21か所の鉄道駅駐輪 当該委託業務は、高齢者の希望に応じた軽易な業務であり、高齢者等の 場の管理清掃業務であり、外部委託している。業務場所が市内の広い範囲就業を援助し福祉の増進を図るうえで適した業務であるため、引き続きシ に及んでいることから、地域ごとに自治会等へ委託し、市民に依頼するこルバー人材センターに委託を行った。 とができないか検討を行うこと。【要望事項】

ウ また、放置自転車に係る業務についても、自転車等駐車場管理清掃業 |務と同様に地域ごとに自治会等へ委託することができないか検討を行うこ|し、一定期間経過後に当該自転車等の撤去を行うものである。市内におけ と。【要望事項】

平成27年 3月23日

当該業務は、自転車等の放置されている物に対し注意書のはりつけを る当該業務については、これらの公平性等を保つ必要があることから、-括で業務委託を行うことが適当と判断した。また、当該委託業務は、高齢 者の希望に応じた軽易な業務であり、高齢者等の就業を援助し福祉の増進 を図るうえで適した業務であるため、引き続きシルバー人材センターに委 託を行った。

(2) 指定管理契約の見直しについて

公の施設である市営中央・本町駐車場及び近鉄四日市駅南・北自転車等 駐車場の管理運営は指定管理者によって行われている。かつて、公の施設 の指定管理者監査において、利用料金制による契約から抜本的な見直しを 求めたが、十分な検討がなされないまま、新たに同じ内容の指定管理契約 が締結されている。指定管理契約のあり方の十分な検証と改善を行うこ と。【改善事項】

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

以前、利用料金収入についてその金額が妥当なものか市が確認できない のかとの指摘を受けていることから、今年度から、利用料金収入が妥当な ものか抜き打ちでチェックすることとした。これにより、市は利用料金収 人に関して、指定管理者に対し牽制することが可能となる。また、平成2 6年4月1日から現在の指定管理期間が開始していることから、同期間内 に検証や問題点などの洗い出しを続けることで、次回の指定管理契約の改 善につなげるものとする。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

市営中央及び本町駐車場の利用料金に関しては、指定管理者が独自に運 用している駐車場管理システムにより指定管理者が管理する他の駐車場と 一括管理を行っている。平成27年7月22日に大阪市内の西日本営業部 に出向き、市へ提出された報告書とシステムデータの内容を抽出照合を行 う実地検査を行った。検査の結果、指定管理者の報告に齟齬がなかったこ と、システム上にある基本データは現場の情報が伝送形式により本社ホス トコンピュータに吸い上げられており、検査前日の数値を市が求めても即 時に回答できる体制であったこと等から、適正に管理されていることを確 |認した。引き続き、各四半期報告書をはじめとする各報告書などについて |複数人によりチェックするなどしながら、収支が適正に管理がなされてい るか確認できるようにするとともに、指定管理契約のあり方についての検 証を行い、改善を図っていく。

(3) 道路活用の活性化について

任務目的として、道路の機能保全と活用を掲げているが、活用面が乏し いと思われる。使用効率の良化や売却処分の検討などで、特に活用度の低┃するよう付替えを行ったり、用途廃止により売却を行う等の取り組みを い道路の活用度改善や資金化など具体的な取組みを行うこと。

【改善事項】

平成26年 7月29日 【 措置済 】

活用度の低い道路(赤道)については、地域の声に応じ、利便性が向上 行っている。

(4) 借用土地の取扱いについて 【 継続努力 】 平成27年 5月25日 ア 道路用地として個人から借用している土地が多くある。 半永久的な 借用物件について、排水施設用地として借用している物件も多く存在す 借用になると思われるが、継続して使用料を支払うのか、早期に買収すべる。引き続き、現地調査を行い、借用物件の購入や道路改良による代替施 きものか、都市整備部において適正な判断をすること。【改善事項】 設設置を検討する。 平成27年11月25日 【 継続努力 】 今年度1件、相手方と交渉を行い借用物件の帰属を受けることとなっ た。引き続き、できる所から用地の整理を行っていく。 【 検討中 】 平成27年 5月25日 イ また、より詳細な管理を行うため、借用土地も道路台帳に登載するよ 借用土地について、27年度中にデータ整理を行い、28年度中に道路 う整備を行うこと。【改善事項】 台帳に登載するよう検討している。 平成27年11月25日 【 継続努力 】 引き続き、データ整理を行い、平成28年度中にも地図情報システム (GIS) へ登載できるよう準備をしている。 (5) 都市整備部内における牽制力について 平成27年 5月25日 【 継続努力 】 ア 道路整備、道路用地等、都市整備部内の複数の課に跨る事業が多くあ 当課は各課の堅実な事業執行を推進するに当たり、各課と連携を図り、 る。これらを進める上で道路管理課は他課を指導する立場であるべきでありきめ細やかな指導、助言を実施する立場にある。このため、当課として部 り、部内における道路管理課としての牽制力や調整力を強められる体制づ 内における牽制力、調整力を強化する体制づくりに積極的に取り組んでい くりを行うこと。【改善事項】 【 継続努力 】 平成27年11月25日 各課と連携を図ることや、きめ細やかな指導、助言を可能にするため、 特に、道路占用許可申請及び道路工事施工承認申請における道路管理者と しての指導を徹底し、部内における牽制力、調整力の強化に努めた。

イ 部内における指導的立場であることを踏まえ、全体的な見地からより 効果的な道路整備、交通安全対策等に繋げること。また、現場を軸に展開 する他課の業務進捗や安全管理とともに、道路行政の方向をチェックしケ アできる課へと体制を見直すこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

定期的な関係各課との情報交換を密にし、必要に応じて会議等を開催するなどし、より組織的な進捗管理、安全管理を実施するため更なる連携と チェック体制の強化に取り組んでいる。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

道路への工事を行う各部署・機関に対し文書で、工期の順守の徹底及び 地下埋設物件の日頃からの管理の徹底を促した。関係各部署等との関係が 密となるように今後も働きかけを行っていく。

【用地課】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り組むこと。【改善事項】

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

研修及び日常の業務を通じて、測量や補償積算といった専門性の高い業務について理解を深め、その知識や経験を基に委託料の妥当性をチェックするよう努めている。

また、地図訂正や抵当権抹消など比較的容易な業務については、安易に 委託を行うことなく、職員による処理を検討することで、コストの圧縮を 図っている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

研修や日常業務を通して、測量や補償積算などの専門性の高い業務についての知識や理解を高め、その知識や経験をもとに、委託料の妥当性を複数で精査するようにした。

また、比較的容易な業務については、安易に委託を行うことなく、職員ができることは処理することで、コストの圧縮を図ったが、引き続きより無駄のない委託コストの実現に取り組んでいく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

平成26年度は、10名の職員が年間360時間を超える時間外勤務を 行った。

毎週水曜日の他に、毎月第四金曜日も時間外勤務を行わないことを推奨 し、計画的な業務遂行及び時間外勤務の縮減を図っている。

また、境界確認申請事前資料調査マニュアルを作成し、境界係の応援体制を構築するとともに、定型的な業務については見直しを行い、予めその業務についての包括的な決裁を受けることで、業務の簡素化を図っている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

平成27年度上半期は、平成26年度上半期と比較すると、通常業務に 伴う時間外勤務時間の総計で減少した。

年度末に向けて、時間外勤務の増加が見込まれるが、計画的な業務遂行 及び時間外勤務の縮減を引き続き図っていく。

また、定型的な業務の見直し、マニュアル作成などを行い、業務の効率 化、省力化を進めていく。

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その 達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 |値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から | 況を基礎として行っているが、今後はそれに加えて、業務内容の分析を細 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標┃密に行うことにより、より明確な根拠に基づく目標値の設定に努める。 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制 体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 現金等の管理について

収入印紙を多く保有していることから、保有量の削減を進めるととも |に、複数の職員によるチェックや上位職による抜き取り実査を行うなど引 ||る。 き続き適正な管理に努め、事故防止の徹底を図ること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

平成23年度の新業務棚卸表の作成時に合わせ、任務目的指標を以前は 契約金額ベースである用地取得の率で表していたが、契約件数や交渉の成 果が反映される、用地取得の筆数に改めた。

また、目標設定については、現状においては過去の実績や事業の進捗状

【 継続努力 】 平成27年11月25日

以前は、任務目的指標を契約金額ベースである用地取得の率で表してい たが、平成23年度の新業務棚卸表の作成時からは、国公表している進捗 状況の用地取得率の考え方を参考に、契約件数や交渉の成果が反映され る、用地取得の筆数に改めた。

今後も業務内容の分析を細密に行うことにより、より明確な根拠に基づ く目標値の設定に引き続き努めていく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

不適切な事務処理が判明した場合、朝礼などを利用して所属長からの注 意喚起を行うとともに、課内で文書を回覧することで、適正な事務執行を 実現するための意識の定着を図っている。

また、係員間でのチェックなど、決裁文書のチェック体制をより効果的 なものにすることで、内部事務管理の改善を図っている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

不適切な事務処理が判明した場合、朝礼などを利用して所属長からの注 意喚起を行うとともに、課内で文書を回覧することで、適正な事務執行を 実現するための意識の定着を図った。

また、係員間でのチェックなど、決裁文書のチェック体制をより効果的 なものにすることで、内部事務管理の改善を図り、職員の担当業務に関す る知識、業務精度の向上を図るとともに、チェック体制の改善に引き続き 取り組んでいく。

平成26年11月25日 【 措置済 】

収入印紙の保有量については、他課への保管換えを行い削減を進めてい

また、①使用者が補助簿へ記帳②補助簿にて使用枚数を係長、課長補佐 及び課長が確認③補助簿から出納簿に転記後、係長、課長補佐及び課長が 現物との突合を行っている。

(2) 未登記道路・水路の解消について

未登記道路・水路が多く残されており、市の財産管理という視点からも 引き続き、早期解消に努めること。併せて、境界立会については、近隣の |土地所有者の権利関係にも影響を及ぼすことからより一層、細心の注意を ||会との情報共有や、③法務局による地図作成に伴う境界立会いの成果の利| もって行うこと。【要望事項】

(3) 基本業務のマニュアル化について

用地の取得や補償などの業務は、経験や専門性を要するが、経験年数の の保存を徹底し、業務の効率化や漏れの防止を図ること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

用地処理担当者が主となり、①土地家屋調査士を活用して境界立会いの 事前調査結果の報告、②境界確認担当者、道水路の管理部署及び地元自治 用を行い、未登記用地解消に努めている。

境界立会いにおいては、綿密な事前調査を行った上で市の主張を行うと ともに、関係地権者の意見を十分に傾聴することで、適切な境界査定を行 うよう努めている。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

用地処理担当者が主となり、①土地家屋調査士を活用して境界立会いの 事前調査結果の報告、②境界確認担当者、道水路の管理部署及び地元自治 会との情報共有や、③法務局による地図作成に伴う境界立会いの成果の利 |用を行い、未登記用地解消に努めた。

境界立会いにおいては綿密な事前調査を行った上で市の主張を行うとと もに、関係地権者の意見を十分に傾聴することで、適切な境界査定を行う よう努め、平成27年度上半期で約40筆の未登記道路・水路の寄附採納 |を行った。今後も未登記道路・水路の解消に向け、計画的かつ着実に取り 組んでいく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

用地取得には多種の業務が伴うことから、各業務の概要を整理し、用地 浅い職員が多く、建物補償の補償額算定を細部までチェックできる職員は「取得の全体像を把握するためのフロー図を作成した。また、境界査定業務 | 1名しかいない。将来を考慮し、基本業務のマニュアル化や業務の引継書 | の応援体制構築の一つとして、境界確認申請事前資料調査マニュアルを作 成した。

今後は、各業務について、専門的知識を有する職員が主となってマニュ アル化を進めることで、経験年数の浅い職員でも円滑な業務の遂行が可能 となるよう努めることとした。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

用地取得には多種の業務が伴うことから、各業務の概要を整理し、用地 |取得の全体像を把握するためのフロー図を作成した。また、境界査定業務 の応援体制構築の一つとして、境界確認申請事前資料調査マニュアルを作 成した。

今後は、各業務について、専門的知識を有する職員が主となって、年度 内を目標に関係各課とともに、共通・連携する業務のマニュアル化を進 め、経験年数の浅い職員でも円滑な業務の遂行が可能となるよう係内での 研修、係員同士の支援に努める。

(4) 職員の知識、資質向上について

職員の知識、資質向上のため段階的に外部研修に参加しているが、経験 年数の浅い職員が多いことからも、早期に外部研修への派遣、所属への フィードバック及びOITにより職員の知識、資質向上に努めること。 【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

各係で定期的に勉強会を実施することで、研修や実務で得た知識、レア |ケースの処理方法の知識やノウハウの共有化を図っている。

また、三重県や職員研修所からの情報を課内で共有し、現在参加してい るもの以外の研修への参加を検討する。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

各係で定期的に勉強会を実施することで、研修や実務で得た知識、レア ケースの処理方法の知識やノウハウの共有化を図り、また、三重県や職員 研修所からの情報を課内で共有し、研修への参加を積極的に行った。

今後も職員に研修への参加を積極的に推奨するとともに、課内研修など を通して知識やノウハウの共有化を図るよう取り組んでいく。

【営繕工務課】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ |るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能||建築設備(空調)講座)に職員(建築技師2名、機械技師1名)を参加さ 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コせ、受講後に職場内で研修会を行い、内容や新技術情報を共有し、職員の |ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り||知識・技術の向上、継承に努めていく。また、経験の浅い職員を中心とし 組むこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

今年度も長期(5日~9日) 研修(公共建築工事積算、建築工事監理、 た職場内研修を行い、職員個々の能力向上を図るなど、実務能力の高い職 員の育成に取り組んでいる。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

今年度も長期(5日~9日)研修(建築工事監理、建築設備(空調)、 建築設備(機械)改修講座)に職員(建築技師1名、設備技師2名)を参 加させた。受講後に職場内で研修会を行い、内容や新技術情報を共有し、 職員の知識・技術の向上、継承に努めている。また、その他の技術系外部 研修にも経験の浅い職員を中心に参加させ、職員個々の能力向上を図るな ど、実務能力の高い職員の育成に取り組んでいる。

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見 受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直し すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業 を行い、業務の平準化に努めている。 務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図 るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫をいく。 凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

時間外勤務を縮減するため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、

今年度は人員要求により職員4名増となり、個人の時間外縮減に努めて

今後も、現場調査・打合せ等業務に手間のかかる改修・修繕工事が益々 増加することが見込まれることから、職員間の仕事量の均等化、工事発注 時期の平準化、若年職員へのサポート体制強化等により業務の効率化を図 り時間外勤務の縮減に努めていく。

なお、平成26年度の時間外勤務の実績としては、年間360時間を超 える職員は、16人中13人であった。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

今年度上半期においても、時間外勤務の縮減を目的に、月1回のスケ ジュール管理会議を実施し、課員の詳細な業務進捗状況を把握して、きめ 細かく担当業務の割り振りの見直しを行い、業務の平準化に努めている。

今後も、定期にスケジュール管理会議を実施し、職員間の仕事量の均等 化、工事発注時期の平準化、若年職員へのサポート体制強化等により業務 の効率化を図り時間外勤務の縮減に努めていく。

なお、上半期においては、今年度の受託業務量が昨年度より増加してい る中、昨年度と比して1人当たりの時間外勤務は減少している。

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況 が多く見受けられた。具体的に業務の内容や進め方を見直し、過重労働を┃詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直し 早急に改善すること。【改善事項】

* 過労死の労災認定基準:発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2 か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時保を強く要望し、工事設計の外部委託拡大を図ると共に、昨年度は臨時職 間外労働を過重業務の評価の目安としている。

平成27年 5月25日

時間外勤務を縮減するため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、 を図り、業務の平準化に努めている。

また、時間外勤務の内訳では設計業務が多いため、主管課へ委託料の確 員(技師)の採用及び併任辞令にて新たに職員の増員に取り組み、今年度 は人員要求により4名の増員となった。今後も過重労働の改善に努めてい

なお、平成26年度の時間外勤務の実績としては、1か月80時間を超 える時間外を行った職員は、16人中12人であった。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

今年度は受託業務量が昨年度より増加している中、時間外勤務を縮減す るため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、詳細な業務進捗状況を |把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直しを図り、業務の平準化 に努めている。

また、上半期においては、設計業務の割合が多いため、主管課へ委託料 の確保を要望し、工事設計の外部委託拡大を図ると共に、臨時職員(技 「師」の採用や併任辞令による職員の増員に取り組んだ。今後も過重労働の 改善に努めていく。

なお、上半期においては、今年度の受託業務量が昨年度より増加してい る中、1か月80時間を超える時間外を行った職員は、18人中11人で 2ヵ月連続する職員はいなかった。

ウ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が多く見受けられた。 業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員がから過重労働にならない1人当たりの業務執行可能件数を割出し、増員要 健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改|求の資料とした。それにより今年度は4名の増員となった。 善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務 量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜皮を図り、時間外勤務の縮減に努めていく。 本的な選択・見直しや説得力のある客観的な根拠に基づいて増員要求を行 い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

昨年度の予算要求時には、受託業務量及び時間外勤務を含めた業務時間

今後も工事の外部委託拡大を図ると共に、事業量の増加に伴う人員確保

なお、平成26年度の時間外勤務の実績としては、年間1000時間を 超える職員はいなかった。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

昨年度の予算要求時には、受託業務量及び時間外勤務を含めた業務時間 から過重労働にならない1人当たりの業務執行可能件数を割出し、増員要 |求の資料とした。それにより今年度は4名の増員となった。また事業量の 増加に伴い、年度途中に臨時職員(技師)の採用や併任辞令による職員の |増員を図った。今後も状況をみながら適正な人員配置を考慮し、過重労働 の改善に努めていく。

なお、上半期において、時間外勤務の実績で500時間を超える職員は いなかった。

共通(4)主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手 の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標「ており、その不具合件数を目標としている。 値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容から 値としての根拠や計算基礎を明確にすること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

任務目的である「市民に安全で使いよい公共建築等の提供」ができてい 段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、そのるかを把握するため、前年度完成した工事を対象に現地調査や所管課等の 達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値間き取り調査を行い、施設運営上支障をきたす不具合の有無の調査を行っ

また、調査時に各施設管理者から記述方式で意見を求め、より具体的な 繋がるものを目標として設定するよう改めること。併せて、目標及び目標┃意見集約に努め、得られた情報を課員全員で共有し、今後の設計・監理に 活用していくことにより目標の達成を補っていく。また、今後も任務目的 |の達成に適した成果・活動指標やその手法の改善を検討していく。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

任務目的である「市民に安全で使いよい公共建築等の提供」ができてい るかを把握するため、前年度完成した工事を対象に現地調査や所管課等の 間き取り調査を行い、施設運営上支障をきたす不具合の有無の調査を行っ ており、その不具合件数を目標としている。また、調査時に各施設管理者 から記述方式で意見を求め、より具体的な意見集約に努め、得られた情報 |を課員全員で共有し、今後の設計・監理に活用していくことにより目標の |達成を補っていく。上半期においても昨年度末に調査した内容を課内研修 により課員全員で情報共有した。

また、今後も任務目的の達成に適した成果・活動指標やその手法の改善 を検討していく。

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これ らは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制Iれを再確認し、上位職員によるダブルチェックを行うことを徹底した。 |体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められた| また、全職員を対象に会計事務研修を実施し職員の意識の向上を図って ルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性いく。 の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精 度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善 を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 職員の知識、資質向上について

職員の知識、資質向上のため外部研修に参加しているが、より多くの研 修に参加するとともに部下への指導も強化し、職員の知識、資質向上に努 めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

会計事務の手引きや審査事務マニュアルに基づき、それぞれの事務の流

平成27年11月25日 【 継続努力 】

会計事務の手引きや審査事務マニュアルに基づき、それぞれの事務の流 れを再確認し、上位職員によるダブルチェックを行うことを徹底した。

また、課内研修によりミスを起こしやすい内容について注意点を周知 し、職員の意識の向上を図った。今後も定期に周知を行うなど職員の意識 の向上、改善に努めていく。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

今年度も長期派遣研修(公共建築工事積算、建築工事監理、建築設備 (空調)講座)に職員(建築技師2名、機械技師1名)を参加させ、受講 後に職場内で研修会を行い、内容や新技術情報を共有し、職員の知識・技 |術の向上、継承に努めていく。また、経験の浅い職員を中心とした職場内| 研修を行い、職員個々の能力向上を図るなど、職員の知識・資質の向上に 努めている。

平成27年11月25日 【 継続努力 】

今年度も長期派遣研修(建築工事監理、建築設備(空調)、建築設備 (機械) 改修講座) に職員(建築技師1名、設備技師2名) を参加させ た。受講後に職場内で研修会を行い、内容や新技術情報を共有し、職員の 知識・技術の向上、継承に努めている。また、経験の浅い職員を中心に各 種技術系外部研修に参加させたり、職場研修により職員個々の能力向上を 図るなど、職員の知識・資質の向上に努めている。

(2) ストックマネジメントについて

環境に配慮し、ランニングコストを抑え経済的に有利となる公共建築等のするために設計時においてコスト縮減成果計算表、コスト縮減・簡易 提供に努めたとのことであるが、その証拠となる経済性分析は残されてい「チェックリスト(別紙参照)を作成し、経済的に有利な公共建築等の提供 ない。事前検討時に投資効率計算などの手法を導入して点検・調査を行に努めている。また、財政経営部にて計画されているアセットマネジメン い、より効果的なストックマネジメントへの改善を急ぐこと。また、安全 トの適切な改築・維持修繕を行うために技術的な支援を積極的に行ってい 性を確保するための適切な改築・維持修繕などを計画的かつ効率的に行うく。 こと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

「市民に安全で使いよい公共建築等を提供する」を任務目的とし、地球 任務目的として「市民に安全で使いよい公共建築等を提供する」を達成

平成27年11月25日 【 継続努力 】

任務目的として「市民に安全で使いよい公共建築等を提供する」を達成 するために設計時においてコスト縮減成果計算表、コスト縮減・簡易 チェックリストを作成し、経済的に有利な公共建築等の提供に努めてい

また、財政経営部にて計画されているアセットマネジメントの適切な改 「築・維持修繕を行うために技術的な支援を行っていくとともに、「四日市 市建築施設保全ガイドブック」の活用を各施設管理者へ促し維持保全に努 めていく。

【市営住宅課】

共通(1)財産管理について

土地・建物・工作物に関して、担当者による台帳との数量突合を行い、 同時に安全管理、品質保持、稼働状況、事故防止などの保全上の問題がな いかを実査すること。加えて、その後に所属長による現場での抜き取り実 査を必ず行うこと。また、備品などについても、同様に所属長の抜き取り 実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、 実査を実効あるものとするため、実査した記録(日時、対象、数量、特記 事項、担当者・所属長の確認印など)を文書にして残すこと。

【改善事項】

共通(2)委託契約について

ア 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができ るよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能 力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コ ストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り 組むこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

土地・建物・工作物に関しては、担当者の実査を引き続き行うととも に、所属長による抜き打ち実査を行い、安全管理、事故防止に努めてい

また、備品についても、所属長による抜き打ち実査を行い文書で記録し て残す体制を整えた。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

土地・建物・工作物に関しては、現地調査を引き続き行い、安全管理、 事故防止に努めていく。

備品についても引き続き、担当による台帳と現物の突合及び所属長によ る抜き取り実査を行っていく。

平成27年 5月25日 【 継続努力 】

業務委託発注について、研修等で技術職員の専門的な技能向上を図り、 |契約内容・方法・金額などを精査し、対等に交渉できる体制を整えるよう 努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

今後も引き続き、研修受講等により職員の技能向上に取り組み、契約内 容についてより専門的に精査できる人材を育成していく。

共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減すべきものであることを強く意識して、業務管理を行い、特定の職員に業務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図るとともに、従来からの手法を踏襲するのではなく新たな視点から工夫を凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。

【改善事項】

共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(1) 滞納整理について

住宅使用料については、私債権であり5年で時効を迎え援用があればそれ以降徴収はできなくなる。時効となるまでに100%回収することが最重要任務であることを再認識し、早期回収を行うこと。本人への徴収が困難となった場合には、公平性の観点から連帯保証人への請求や、悪質なものは法的措置をタイムリーに行うなど、時効停止に注力すること。また、住宅新築資金等貸付金の滞納整理についても、同様により積極的な対応を行うこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

360時間を超えて時間外勤務を行った職員については、平成25年度6名、平成26年度においても6名であった。

全体の時間外勤務時間数は縮減に努めたが、特定の職員に集中しているため、事務分担の見直しにより平準化を図る。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

時間外勤務について、今年度上半期については、事務分担の適正化や業務量の平準化、応援体制の構築を図り、前年度上半期より約500時間の縮減に努めた。下半期についても引き続き縮減に努めていく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

職場研修等により、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職員による牽制やサポート」の意識を職員に定着させるとともに、起案者から所属長までの決裁の中で、チェックを行える体制に努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

引き続きチェック体制の強化に努めていく。

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

住宅使用料については、平成25年度から夜間・休日の訪宅・架電による催告を定期的に実施する取組みを強化し、早期回収と滞納の高額化防止に努めている。

また、連帯保証人についても滞納の早期から連絡を行い、滞納者への指導等を行っていただけるよう努めている。

住宅新築資金等貸付金についても、継続して滞納整理に取り組むととも に、法的措置も含め、早期回収に努める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

住宅使用料について、上半期は夜間・休日の訪宅・架電による催告を定期的に行い、早期回収と滞納の高額化防止に努め、高額滞納者に対する法的措置についても積極的に行ってきた。下半期についても引き続き行っていく。

住宅新築資金等貸付金については、長期未納者への取組みを増やし早期 回収に努めている。今後は法的措置も含め、より強い姿勢で滞納整理を行 う。

なお、外部研修に参加し修得した知識を既存の滞納整理マニュアルに反映していくなど、未収金回収にかかる手続きや法的な根拠等について所属内に浸透させ、適切な滞納整理を行うこと。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 5月25日 研修を受講した職員による職場研修を実施し、取得した知識の共有を図り適切な滞納整理に努める。 【 継続努力 】 平成27年11月25日 今年度外部研修に参加した職員による職場研修を実施し、情報の共有をを図っていく。
(2) 財産管理について ア 市営住宅の修繕については、日常の補修や定期的な修繕の他、居住者 の退去による修繕もある。居住者の退去後も修繕済とならなければ、次の 入居につながらないため、空き家を速やかに修繕し、市民に供給できるよ う予算の確保や日々の現場管理に努め、真の入居可能戸数を増やし、より 良いサービスの提供や財産の活用が図れるよう努めること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 5月25日 入居可能戸数を増やすために、空家修繕を速やかに行うとともに、予算 確保に努める。 【 継続努力 】 平成27年11月25日 来年度予算において、今年度以上の空家修繕が行えるように要求を行っ
イ 市営住宅の老朽化の程度によっては空き家になった時点で取壊しを 行っているため、同一の団地で住宅のある土地と更地が混在していること がある。安全な住環境の提供のためにも居住者に別の市営住宅への転居を 促し、一括した有効な土地活用ができるよう取組みを開始すること。 【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 5月25日 今年度、移転に関する要綱を制定予定であり、転居を促し土地の活用ができるよう努める。 【 継続努力 】 平成27年11月25日 今年度中に移転に関する要綱を制定し、用途廃止予定団地の入居者の早期移転を進めていく。
(3) 市営住宅の住環境について ア 市営住宅の中には老朽化が進んできているものがある。住居を提供する側として、建物の点検補修や防犯等により住環境を良好に保持し、居住者が安心して住むことができるよう改善すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 5月25日 市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に大規模な修繕を行っていくとともに、日常の目視等の点検により、緊急的な修繕も行い、入居者の安全に努める。 【 継続努力 】 平成27年11月25日 引き続き計画的に大規模な修繕を行っていくとともに、日常の目視等の点検により、緊急的な修繕も行っていく。
イ 市営住宅の団地は、1つのコミュニティーである。財産管理としてのハード部分だけではなく、ソフト的な部分について各団地の管理人との連携を密にし、孤立、孤独による事故などが起こらないよう留意すること。 【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 5月25日 修繕等の連絡等の管理人業務の中で、ひとり暮らしの入居者等の情報共有に努める。【 継続努力 】 平成27年11月25日 引き続き情報共有を行っていく。

(4) 旧市営住宅用地の賃貸借契約について

旧西町市営住宅については、戦災復興により借地に市営住宅を建て、そ の後居住者に払下げとなったものであるが、現在でも土地所有者、居住 者、市の3者での契約になっている。過去に当所属が行った弁護士相談で は、一方的に契約から抜けることは難しいということであったが、将来的 には市の関与をなくす方向で契約を行うよう、土地所有者と居住者との協 居住者との協議を行っていく。 議を進め結論を出すこと。【改善事項】

【 継続努力 】 平成27年 5月25日

将来的に、当事者同士で契約を行っていけるように協議を進めるよう努 める。

【 継続努力 】 平成27年11月25日

年度当初の契約時に協議を行っているが、今後も引き続き土地所有者と